

令和3年第11回総会

山武市農業委員会会議録

令和3年11月5日 開会

令和3年11月5日 閉会

令和3年第11回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年11月5日（金）午後3時30分
場 所 山武市役所 大会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫
議 事 議案
（1）農地法第18条第6項の規定による通知について
（2）農地法第3条の規定による許可申請について
（3）農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
（4）令和3年度第8次農用地利用集積計画（案）の決定について
て
（5）農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員（17名）

欠席委員（0名）

出席農地利用最適化推進委員（20名）

欠席農地利用最適化推進委員（0名）

出席事務局職員（3名）

◎開 会

事務局長 それでは、ただいまから令和3年第11回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長から御挨拶をいただきます。
雲地会長、よろしくお願ひいたします。

会長 あいさつ

事務局長 どうもありがとうございます。

本日の総会の日程を御説明いたします。

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎議案説明

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について

日程第6 議案第3号 令和3年度第8次農用地利用集積計画（案）の決定について

日程第7 議案第4号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

令和3年11月5日 山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫

事務局長 日程につきましては以上でございます。

早速、会議に入ってくださいますが、会議の議長につきましては、山武市農業委員会会議規則の規定によりまして、会長が議長となるとされております。

以後の会議の進行は雲地会長にお願いいたします。よろしくお願ひします。

議長 よろしくお願ひします。では、これより令和3年第11回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は全員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立いたしました。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。御異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号17番鈴木委員、議席番号2番小山委員の両委員を指名します。

◎報告

議長

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局からの報告を求めます。

事務局

総会資料4ページ及び5ページを御覧ください。

今回の農地法第18条第6項の規定による通知の報告は3件になります。その内、農地法第3条の解約が1件、基盤強化法利用権設定の解約が2件です。

いずれも貸付人と借受人の合意による解約になります。

詳細については資料を御覧ください。

以上です。

議長

事務局からの報告が終わりました。

◎議案第1号

議長

引き続き、議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

この議題に関しては、一部、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、この案件に関しては、一部、一括審議とします。

事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第1号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局からの概要説明が終わりました。

引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員から補足説明等を求めます。

議案第1号、申請番号1について、地区担当推進委員の高橋委員から説明を求めます。

高橋推進委員

地区担当推進委員の高橋です。

議案第1号、申請番号1について説明いたします。

本件は、所有権移転、贈与であります。譲受人は経営規模拡大の為、山武市にある実家近くの耕作地で便利な為、譲り受けたいと思っています。

譲渡人は、経営規模縮小の為、ほかに何も問題もありません。どうぞよろしく申し上げます。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員から補足説明等を求めます。

小山委員

議席番号2番、小山です。

ただいま高橋推進委員が申しあげましたとおり、何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく願いをいたします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号1について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号、申請番号2について、地区担当推進委員の遠藤委員から説明を求めます。

遠藤推進委員

地区担当推進委員の遠藤でございます。この案件につきまして、御説明を申し上げます。

この案件につきましては、譲渡人が高齢ということもあり、病弱で農業のほうもきついということで、譲受人の隣の土地なので、譲受人にぜひこの土地を買ってほしいということで来たものでございます。

譲受人のほうは、自分のうちの隣でございますので、それならばいいでしょうということで合意したそうでございます。

別に何ら問題もないと思われますので、よろしく御審議のほど、お願いします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号4番林委員から補足説明等を求めます。

林委員

議席番号4番の林です。補足したいと思えます。

今、推進委員の遠藤さんのほうからお話があったとおりでございまして、何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終

りました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

佐瀬推進委員。

佐瀬推進委員

推進委員の佐瀬です。

この譲受人は、私もよく存じている方で、畑を貸付してあると思いますが、貸付してある場合は、返還してから許可を得るならともかく、貸付したまま農地を取得することは許可されないと思いますが、どうでしょうか。

議長

貸付について、事務局からお願いします。

事務局

譲受人の方ですが、貸付はなく、申請時にすべての農地を耕作していると聞いています。

議長

50 a 以上耕作していて、農地法第 3 条の許可要件を満たしていれば、いいと思います。

ほかに、質疑ございませんか。なければ、採決いたします。

それでは、議案第 1 号、申請番号 2 について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第 1 号、申請番号 3 について、地区担当推進委員の伊藤委員からの説明を求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

議案第 1 号、番号 3 について説明します。

この案件は、売買による所有権の移転であります。譲渡人は農業をしていない為、譲受人は経営規模拡大の為ということになっております。

現在、この土地は、進入路がほぼないような状態の土地で除草作業を譲受人が行っており、今回買い取りすることになりました。地元としては問題ないと思いますので、お願いします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
引き続き、当該地域の農業委員、議席番号13番藤田委員から補足説明等を求めます。

藤田委員 議席番号13番、藤田です。
ただいま伊藤推進委員から、説明のあったとおりです。権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
よろしく御審議のほど、お願いします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。
議案第1号、申請番号3について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。
議案第1号、申請番号4について、地区担当推進委員の加藤委員から説明を求めます。

加藤推進委員 地区担当推進委員の加藤です。
譲渡人は高齢の為、農業経営を縮小したいということで申請がありました。
譲受人は、経営規模拡大の為、自分の耕作地に近い申請地を取得したいということです。
よろしくお願いします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
引き続き、当該地域の農業委員、議席番号11番古谷委員か

ら補足説明等を求めます。

古谷委員

議席番号11番、古谷です。

今、加藤推進委員から説明があったとおり、自宅のすぐ近くということもありまして、権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく御審議をお願いします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号4について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号、申請番号5について、地区担当推進委員の加藤利雄委員から説明を求めます。

加藤推進委員

地区担当推進委員の加藤です。

譲渡人は、相続財産処分の為、間に弁護士が入っております。

譲受人は、自宅の前ということもあり、経営規模拡大したい為に農地を取得したいということです。

よろしくをお願いします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号11番古谷委員から補足説明等を求めます。

古谷委員

議席番号11番、古谷です。

今、加藤推進委員から説明があったとおり、権利者につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく御審議をお願いします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号5について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号、申請番号6、申請番号7については、関連する案件ですので、一括して、地区担当推進委員の石橋委員から説明を求めます。

石橋推進委員

申請地区担当推進委員の石橋です。

議案第1号の番号6について説明します。

この申請は、贈与による所有権移転の申請です。申請の理由は、譲受人、譲渡人において、申請地の土地交換であり、利便性の向上を図る為です。

続きまして、番号7について説明します。

贈与による所有権移転の申請です。申請の理由は、番号6の譲受人、譲渡人が入れ替わり、土地交換が成立し、共に1区画の畑になり、利便性の向上を図る為です。

なお、両人は親戚であり、番号6、7の申請地を、番号6の譲受人は以前より耕作しており、後継者もあり、この先も耕作を続けるとのことでした。

番号6、7の説明は以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
引き続き、申請番号6、申請番号7について一括して、当該地域の農業委員、議席番号16番高宮委員から補足説明等を求めます。

高宮委員 議席番号16番、高宮です。
ただいま石橋委員さんがおっしゃったとおりでございます、地区としても何ら問題はございません。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
御審議、よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。
議案第1号、申請番号6、申請番号7について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。
議案第1号、申請番号8、申請番号9については、関連する案件ですので、一括して、地区担当推進委員の石橋委員から説明を求めます。

石橋推進委員 申請地区担当推進委員の石橋です。
議案第1号の番号8について、説明します。
この申請は、売買による所有権移転の申請です。申請の理由は、譲受人においては経営規模の拡大の為、譲渡人にとっては、高齢になり経営を縮小する為です。
なお、申請地は譲受人の耕作地の同一区画内にあり、譲受

人は以前より耕作しているものです。

続きまして、番号9について説明します。

この申請は、売買による所有権移転の申請です。申請の理由は、譲受人においては経営規模拡大の為、譲渡人にとっては、仕事上、営農できないためです。

なお、申請地は番号8と同区画内にあり、譲受人は耕作しているものです。

番号8、9の説明は以上です。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、申請番号8、申請番号9について、一括して当該地域の農業委員、議席番号16番高宮委員から補足説明等を求めます。

高宮委員

議席番号16番、高宮です。

石橋推進委員さんの申し上げたとおりでございまして、地区としても何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

御審議、よろしく申し上げます。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号8、申請番号9について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号、申請番号10について、地区担当推進委員の中山委員から説明を求めます。

中山推進委員

当該地区担当推進委員の中山です。

申請番号10番ですが、この申請は贈与による所有権の移転でございます。

当該土地は、JRの松尾駅から500mぐらいのところにある土地でございます。基盤整備で飛び地になったような土地でございます。

譲受人の土地が隣接しておりまして、現状でも草刈り等の管理は譲受人がされているということで、将来的にも自分で管理することはできないということで、今回の申請になりました。

よろしく申し上げます。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号11番古谷委員から補足説明等を求めます。

古谷委員

議席番号11番、古谷です。

今、中山推進委員から説明があったとおり、権利者につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく御審議をお願いします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号10について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

議案第2号、申請番号1について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第2号番号1について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の小川委員からの説明を求めます。

小川推進委員 地区担当推進委員の小川です。
議案第2号、番号1の説明をさせていただきます。
現地を確認してまいりました。申請地は、住宅地の中の農地であり、場所については問題ないかと思えます。
また、申請人は運送業を営んでおり、その運送車両の置場に苦勞しており、この土地が会社から近くのちょうどいい場所にあつて、申請に至りました。
また、運送車両を増やす計画もありますが、土地の一面にコンテナを置いて、多少、資材置場としても使いたいそうです。
よろしく願いいたします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の今関委員からの報告を求めます。

今関委員 議席番号14番、今関です。
先ほど、現地調査をしてまいりましたが、推進委員の小川さんの説明のとおりでございまして、本件は第2種農地への、駐車場及び資材置場であり、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等においては、問題ないと思われます。
したがって、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可相当と思われます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 事務局からの概要説明、地区担当推進委員の説明、現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。
議案第2号、申請番号1について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、令和3年度第8次農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題とします。
この議案に関しては、一部、一括審議でよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一部、一括審議とします。
事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第3号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたし

ます。

利用権設定個人明細番号1から9を一括して採決します。

本件について、議案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

次に、利用権設定等個人明細の番号10を採決しますが、この案件は、議席番号15番鈴木俊幸委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、鈴木委員の退室を求めます。

(鈴木委員退室)

議長

それでは、利用権設定等個人明細の番号10について、採決します。

本件について、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

鈴木委員の入室を許します。

(鈴木委員入室)

◎議案第4号

議長

日程第7、議案第4号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。

この議案に関しては、一部、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一部、一括審議とします。

事務局からの議案の説明を求めます。

- 事務局** 議案第4号について、説明する。
(別紙議案のとおり)
- 議長** 事務局からの議案の説明が終わりました。
議案第4号、番号1について、地区担当推進委員の今関委員から説明を求めます。
- 今関推進委員** 地区担当推進委員の今関です。
番号1について、御説明申し上げます。
更新でございます。営農類型は露地野菜、ネギ専作でございます。家族3人で一生懸命頑張っております。
作型の組合せにより収穫期間の拡大を図り労力配分の改善を図り、生産量を拡大する方針でございます。
よろしく申し上げます。以上です。
- 議長** 次に、議案第4号、番号2について、地区担当推進委員の川村委員からの説明を求めます。
- 川村推進委員** 地区担当推進委員の川村です。
2について、説明いたします。
更新でございます。農業類型は露地野菜と水稻になります。現在の田んぼと畑の面積を維持していきたいということでございます。
畑の270aにつきましましては、連作障害を回避し、圃場を効率よく活用していきたいということであります。
よろしく願いいたします。
- 議長** 次に、議案第4号、番号3、番号4について、地区担当推進委員の鈴木英一委員からの説明を求めます。
- 鈴木推進委員** 担当地区推進委員の鈴木でございます。
3番の方におかれましては、新規になっておりますが、株式会社にしたため、新規という形になっております。個人としては、前から認定農業者に認定されております。
規模のほうは、そこそこというか、大きい養豚の一貫経営

でございます。外国人技能研修生を受け入れて、規模拡大、労力の簡素化を図っております。よろしく申し上げます。

4番におかれましては、やっぱり養豚の一貫経営でございます。

こちらも外国人就農研修生を取り入れて、労力の簡素化、また、規模の拡大を徐々に進めているところでございます。よろしくお願ひいたします。

議長 次に、議案第4号、番号5について、地区担当推進委員の石橋委員からの説明を求めます。

石橋推進委員 申請地区担当推進委員の石橋です。

議案第4号の番号5について、説明します。

この申請は更新です。この方は、奥様と2人で作った秋冬人参の露地野菜と水稻の複合経営です。

畑用機械の更新で省力化を図り、現状維持の経営を望んでいるとのこと。

説明は以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第4号、番号1から5について、一括して採決します。

本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

次に、議案番号4、番号6を議題としますが、この案件は、議席番号11番古谷委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、古谷委員の退室を求めます。

(古谷委員退室)

議長 それでは、議案第4号、番号6について、地区担当推進委員の加藤委員からの説明を求めます。

加藤推進委員 地区担当推進委員の加藤です。
 家族経営で、4人で水稻の専業で行っております。
 農業機械の大型化を進め、効率化して規模拡大を図るとともに、疎植栽培を進め、作業のコスト削減を図るということで、今、規模拡大をしているところでございます。
 何も問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
 質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。
 議案第4号、番号6について採決します。本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。
 古谷委員の入室を許します。

(古谷委員入室)

◎その他

議長 以上で、本日予定した議案の審議は全て終了しました。
 その他の件について、皆様から何か御意見等ございますか。

◎閉 会

議長 なければ、以上で本日の総会を閉会といたします。

次回の総会は、12月6日月曜日、本庁舎3階大会議室を予定していますので、御参集願います。御苦労さまでございました。